

個人所得課税における控除の負担軽減効果：
－GATRDアプローチによる分析－

信州大学経法学部教授 / 財務省財務総合政策研究所特別研究官

大野 太郎

財務省財務総合政策研究所客員研究員

井口 智博

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 /

財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

小嶋 大造

財務省財務総合政策研究所研究員

岸本 翔太

2026 年 6 月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

個人所得課税における控除の負担軽減効果： －GATRD アプローチによる分析^{*1}－

大野 太郎^{*2}

井口 智博^{*3}

小嶋 大造^{*4}

岸本 翔太^{*5}

要 約

グループ間における税負担の違いを捉えるにあたっては、所得分布の違いと累進課税体系によってもたらされる垂直的要因と、同一所得階層内のグループ間で生じる水平的要因に分けることが重要であり、Slemrod(2022)はGroup Average Tax Rate Differential (GATRD)と呼ぶ要因分解の方法を提示している。

本稿では『全国家計構造調査』（1989～2019年）の個票データを用い、このGATRDアプローチに基づき、所得税・住民税における控除の負担軽減効果について考察する。具体的には、現役個人・高齢個人間における税負担の違いについて垂直的要因と水平的要因を計測する。また、マイクロシミュレーションを活用して給与所得控除や公的年金等控除がこれらの要因にもたらす影響を計測し、当該控除が水平的要因に与えている真の寄与を考察する。その結果、現役個人・高齢個人間におけるGATRDは3%程度あり、このうち水平的要因による双方の差は1%程度ある。ただし、現役個人は給与所得控除、高齢個人は公的年金等控除による負担軽減の恩恵を受け、いずれも5%程度の影響を持つものであり、どちらも水平的要因に大きな影響を及ぼし得るものとなっていることが確認された。

キーワード：所得税、住民税、負担軽減効果、控除、日本

JEL Classification: : C15, H24

^{*1} 本研究の一部は科学研究費助成事業（基盤研究(C)（一般）25K05124）からの助成を受けており、また総務省統計局『全国家計構造調査』（旧『全国消費実態調査』）の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げます。本稿の作成にあたっては、國枝繁樹（中央大学）、小林航（亜細亜大学）、八塩裕之（京都産業大学）の各氏から貴重なコメントを頂戴した。ここに謝意を表す。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

^{*2} 信州大学経法学部教授 / 財務省財務総合政策研究所特別研究官

^{*3} 財務省財務総合政策研究所客員研究員

^{*4} 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 / 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

^{*5} 財務省財務総合政策研究所研究員

I. はじめに

日本では社会保障制度の維持に向けて家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、所得税（国税）・住民税（地方税）は日本の税制において中心的役割を担っており、これらの税の再検討も欠かせない。また、これらの税制が控除制度を多用していることを鑑みれば、控除制度のあり方は重要な政策課題の一つといえる。

税負担の公平性という観点では垂直的公平とともに水平的公平に関する視点が求められる。垂直的公平とは、異なる状況にある者に適切な差異を設け、すなわち担税力の大きい者により重く税負担を課すことを意味する。また、水平的公平とは、等しい状況にある者を等しく扱い、すなわち担税力の等しい者には等しい税負担を課すことを意味する。日本では所得税・住民税を対象に、現役世帯と高齢世帯といったグループ間における税負担の違いや、特に給与所得控除や公的年金等控除が税負担に与える影響について考察されてきたところであり（田近・古谷 2003,2005; 田近・八塩 2006a, 2006b, 2008; 金田 2014）、これらは税負担の公平性に関する議論でもある。他方、海外では再分配効果を垂直的公平と水平的公平に分解する取り組みが進められてきた。ここでは、水平的公平について再分配後の所得順位を変えないという視点で捉え、所得順位の入替えが生じた場合に水平的不公平が生じているとみなす。こうしたアプローチを採用し、税制や社会保障制度による再分配効果を垂直的公平と水平的公平に関する要因分解を行い計測する研究が進んでいる（Urban 2014, 2016; 前川 2023）。また、近年はグループ間における税負担率の違いを垂直的要因と水平的要因に分解する取り組みも進んでいる。例えば、2つのグループの間で税負担の違いがあるとき、これを評価するにあたっては単純に両グループの平均的な負担率の差を比較するわけにはいかない。Slemrod(2022)は、グループ間における税負担の違いを捉えるにあたっては所得分布の違いと累進課税体系によってもたらされる垂直的要因と、同一所得階層内のグループ間で生じる水平的要因に分けることが重要であることを指摘しており、**Group Average Tax Rate Differential (GATRD)**と呼ぶ要因分解の方法を提示している。また、Lin and Slemrod(2024)は米国において（非婚者の中で）女性が男性よりも所得税負担が低い状況に焦点をあて、**GATRD**アプローチを採用しながら、こうした状況がどのような要因によってもたらされているかを考察している。このように、日本では現役個人・高齢個人間における税負担の違いが指摘されてきたところであるが、本稿では**GATRD**アプローチを採用し、この税負担のグループ間格差を垂直的要因と水平的要因に分解して考察する。

本稿ではさらに控除の仕組みが垂直的要因と水平的要因に与える影響についても考察する。これまでのところ、**GATRD**アプローチについて各種制度が垂直的・水平的要因に与える影響まで掘り下げて計測することができないことが指摘されてきた（Lin and Slemrod, 2024）。しかし、こうした課題を乗り越える上で、マイクロシミュレーションを活用することが有益である。すなわち、特定の控除が無かった場合の仮想的な税額を計測する手法を活用することで、**GATRD**アプローチの上でも当該控除が与えている影響を定量的に示すこと

が可能となる。また、こうした控除が負担構造に与える影響については租税支出 (Tax expenditure) の研究で扱われ、例えば租税支出による負担軽減の大きさについて考察されてきた (Surrey 1973; OECD 2010; Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz 2011; Albarea et al. 2015; Burman et al. 2017; Avram 2018; Barrios et al. 2020) ¹。こうした中で、日本においても所得税・住民税を対象に、控除による負担軽減の大きさを計測する取り組みも進められてきた (田近・八塩 2006a, 2006b; 金田 2014; Ohno et al. 2021, 2025; 大野ほか 2023)。

そこで本稿では『全国家計構造調査』(旧『全国消費実態調査』、1989～2019年)の個票データを用い、この GATRD アプローチに基づき、控除の負担軽減効果について考察する。第1に現役個人・高齢個人間における税負担(所得税・住民税)の違いについて考察する。本稿では Slemrod(2022)と同様の手法を採用し、現役個人・高齢個人間における税負担の違いについて垂直的要因と水平的要因を計測する。第2に、給与所得控除や公的年金等控除などの控除制度が水平的要因に与える影響についても考察する。本稿では Burman et al.(2017)の手法を採用し、控除を適用するかどうかによって税額がどの程度変化するかを計測し、それに伴って水平的要因の度合いがどの程度変化するかを計測する。第3に、垂直的要因や水平的要因の経年的な変化についても考察する。このとき、各要因の時点間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。そこで、本稿では Bargain and Callan(2010)や Bargain(2012)と同様の手法を採用し、垂直的・水平的要因における変化を制度変更と非制度変更による寄与へ分離する。すなわち、比較期間中において「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が各要因に及ぼす影響」(非制度変更要因)を考慮しながら、「制度変更それ自体が各要因に及ぼす真の寄与」(制度変更要因)を抽出する²。

本稿の構成は以下のとおりである。2節では本稿の分析対象期間である1989年から2019年までにおける個人所得課税の制度改正の流れを整理する。3節では使用するデータや、マイクロシミュレーションの手法による税額の推計方法、GATRD アプローチによる要因分解の方法を説明する。4節では現役個人・高齢個人間における税負担の違いについて垂直的要因と水平的要因の大きさとその経年的な変化を捉える。また、給与所得控除や公的年金等控除など個別の控除制度の影響についても考察する。5節では垂直的・水平的要因における変化を制度変更と非制度変更による寄与に分解して考察する。最後に6節では結論を述べる。

¹ 租税支出とは、「所得控除(Deductions)、課税除外(Exclusions)、税額控除(Credits)、軽減税率(Favorable Rates)などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるもの」(Burman et al. 2017, p.109)とされる。

² Bargain(2014)はこうした再分配効果における制度変更要因と非制度変更要因の要因分解に関するサーベイを提供している。

II. 日本の所得税・住民税と社会保険制度

はじめに、日本の所得税および住民税の概要について述べる。これらの税制は、収入から必要経費や特定の控除を引いたのち、各種の所得を合算した合計所得を求める。次に、合計所得から所得控除を引いて課税所得を計算し、課税所得に税率表を適用して算出税額を求める。さらに、この算出税額から税額控除を引いて、納付税額が決定される。このような税額計算の基本構造は、1989年から2019年を含む本稿の分析対象期間において一貫して維持されている。なお、所得税における各種控除額や税率の変更などの変遷については表1を参照されたい³。以下では主要な仕組みとその変更について説明する。

まず、収入から所得を計算する際、必要経費や特定の控除を差し引くが、この特定の控除として給与所得控除と公的年金等控除が挙げられる。給与所得控除は、給与所得者の必要経費に相当するものを一律的かつ簡便に計算するための仕組みであり、2つの要素で構成されていると捉えることができる。第1に、給与収入の大小にかかわらず一律に適用される最低控除額である。第2に、給与収入が増えるにつれて逡増的に適用額が増える収入逡増部分である。これにより、低所得者層から高所得者層まで、収入の大きさに応じた控除額が適用される仕組みとなっている。1989年から2019年までの間に給与所得控除制度は断続的に見直されてきたが、基本的な構造は変わらない。例えば、2013年には給与収入1,500万円以上の場合に適用額の上限が245万円と設定され、その後段階的に引き下げられている。このような変更は、高所得者層の控除額を抑制し、税負担を高める。

次に、公的年金等控除は公的年金を受給する者を対象とする控除であり、給与所得控除と同様に、定額部分と収入逡増部分の2つの要素に分けることができる。定額部分は公的年金収入の大きさににかかわらず一定額が控除されるものであり、公的年金収入がある者に一律に適用される。(ただし、65歳以上と65歳未満で適用額が異なる。)一方、収入逡増部分は、公的年金収入が増加するに従って適用控除額が増える仕組みであり、公的年金収入が大きくなるほど適用控除額が多くなる。ただし、2005年には65歳以上の最低控除額が140万円から120万円に引き下げられるなど、制度変更が行われている。また、所得水準の高い年金受給者に対しては適用控除額の減少が進められている。

このように、給与所得控除や公的年金等控除のほか、必要経費を差し引いたのち、各所得を合算することで合計所得が計算される。次に、この合計所得を基に課税所得を算出する際には、所得控除が適用される。所得控除には例えば、基礎控除、配偶者控除および配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除(2004年まで)がある。基礎控除は原則全ての納税者に適用される控除であり、一定額が合計所得から差し引かれる仕組みである。ただし、2020年の税制改正以降、合計所得が一定金額以上の納税者については控除額が段階的に減少し、2500万円超で消失する仕組みとなっている。配偶者控除および配偶者特別控除は、所得が一定以下の配偶者を持つ納税者を対象としている。扶養控除も同様に、一定

³ 住民税における各種控除額の変遷は所得税とほぼ同様であり、ここでは所得税制の変遷のみを扱う。

の条件を満たす扶養親族を持つ納税者が対象となる。また、社会保険料控除は、納税者が負担する社会保険料に基づいて同額が控除される。老年者控除は 65 歳以上かつ所得 1,000 万円以下の納税者を対象に 50 万円が控除されていたが、2005 年に廃止されている。

これらの控除を差し引いた課税所得に税率表を適用して算出税額が求められる。また、この算出税額から直接差し引かれるものとして、税額控除の仕組みもある。例えば、定率減税は 1994 年に導入され、所得税額の一定割合（当初は 20%）を減額する措置であるが、2007 年に廃止された。また、調整控除は 2007 年に導入され、国税（所得税）から地方税（住民税）への税源移譲に伴う税負担増加を調整するために設けられたものである。これにより、所得税と住民税を合わせた納税者の税負担が増加しないよう配慮されている。

また、社会保険料についても触れる。社会保険には、公的年金保険、健康保険、介護保険、雇用保険が含まれる。公的年金保険は、20 歳以上 60 歳未満のすべての国民が加入対象となる国民年金（基礎年金）と、それに上乗せする形で被用者が加入する厚生年金から成る。被保険者は、自営業者など国民年金のみに加入する第 1 号被保険者、厚生年金と国民年金の両方に加入する第 2 号被保険者、第 2 号被保険者に扶養される第 3 号被保険者に分類される。公的年金保険料は加入する制度によって計算方法が異なっている。健康保険については、国民健康保険（自営業者、非正規雇用者等が加入）および被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）に分かれる。健康保険料も加入する制度によって計算方法が異なっている。介護保険は 2000 年に創設され、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳から 64 歳の医療保険加入者である第 2 号被保険者が対象となる。保険料は所得に応じて決定され、所得が高いほど負担も大きい仕組みとなっている。最後に雇用保険は一定の要件を満たす被用者が加入し、賃金に応じて保険料が計算される。

表1 所得税制の変遷

	1988	1994	1998	2004	2008	2014	2018
給与所得控除	165万円以下 : 40% 330万円以下 : 30% +18.5万 600万円以下 : 20% +49.5万 1,000万円以下 : 10% +109.5万 1,000万円超 : 5% +159.5万 最低控除額 : 850,000円	同左	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,000万円超 : 5% +170万 最低控除額 : 850,000円	同左	同左	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,500万円以下 : 5% +170万 1,500万円超 : 245万円 最低控除額 : 850,000円	180万円以下 : 40% 360万円以下 : 30% +18万 660万円以下 : 20% +54万 1,000万円以下 : 10% +120万 1,000万円超 : 220万円 最低控除額 : 850,000円
公的年金等控除	(65歳未満) 120万円以下 : 60万円 400万円以下 : 25% + 30万 760万円以下 : 15% + 70万 760万円超 : 5% +146万 (65歳以上) 240万円以下 : 120万円 440万円以下 : 25% + 60万 800万円以下 : 15% +104万 800万円超 : 5% +184万	(65歳未満) 130万円以下 : 70万円 410万円以下 : 25% + 37.5万 770万円以下 : 15% + 78.5万 770万円超 : 5% +155.5万 (65歳以上) 260万円以下 : 140万円 460万円以下 : 25% + 75万 820万円以下 : 15% +121万 820万円超 : 5% +203万	同左	同左	(65歳未満) 130万円以下 : 70万円 410万円以下 : 25% + 37.5万 770万円以下 : 15% + 78.5万 770万円超 : 5% +155.5万 (65歳以上) 330万円以下 : 120万円 410万円以下 : 25% + 37.5万 770万円以下 : 15% + 78.5万 770万円超 : 5% + 155.5万	同左	同左
基礎控除	350,000円	同左	380,000円	同左	同左	同左	同左
配偶者控除	控除額 一般 : 350,000円 70歳以上 : 450,000円 控除対象配偶者の所得要件 350,000円以下	同左	控除額 一般 : 380,000円 70歳以上 : 480,000円 控除対象配偶者の所得要件 380,000円以下	同左	同左	同左	控除額 一般 : 380,000円 70歳以上 : 480,000円 ※会計所得に応じて控除減少 控除対象配偶者の所得要件 380,000円以下 納税者の所得要件 1,000万円以下
配偶者特別控除	控除額 : 350,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	同左	控除額 : 380,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除額 : 380,000円 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし	同左	同左	控除額 : 380,000円 ※会計所得に応じて控除額減少 ※配偶者収入に応じて控除額減少 ※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
扶養控除	控除額 一般 : 350,000円 16歳以上23歳未満 : 450,000円 70歳以上 : 450,000円 うち同居老親 : 550,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般 : 350,000円 16歳以上23歳未満 : 500,000円 70歳以上 : 450,000円 うち同居老親 : 550,000円 控除対象者の所得要件 350,000円以下	控除額 一般 : 380,000円 16歳未満 : 480,000円 16歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	控除額 一般 : 380,000円 16歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左	控除額 一般(16歳以上) : 380,000円 16歳以上23歳未満 : 630,000円 70歳以上 : 480,000円 うち同居老親 : 580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下	同左

表1 所得税制の変遷（続き）

	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019
社会保険料控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左	同左	同左	同左	同左
老年者控除	控除額：500,000円 ※所得要件：所得1,000万円以下	同左	同左	同左	廃止	同左	同左
税率	5段階(10, 20, 30, 40, 50) 300万円以下の金額 10% 300万円を超える金額 20% 600 // 30% 1,000 // 40% 2,000 // 50%	同左	4段階(10, 20, 30, 37) 300万円以下の金額 10% 300万円を超える金額 20% 900 // 30% 1,800 // 37%	同左	6段階(5, 10, 20, 23, 33, 40) 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 // 20% 695 // 23% 900 // 33% 1,800 // 40%	同左 ※復興特別所得税を付加	7段階(5, 10, 20, 23, 33, 40, 45) 195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 // 20% 695 // 23% 900 // 33% 1,800 // 40% 4,000 // 45%
定率減税等	なし	定率減税20% 最高控除額：2,000,000円	定率減税20% 最高控除額：250,000円	同左	廃止	同左	同左
利子配当課税		利子課税：分離課税 ※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左	利子課税：分離課税 配当課税：総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左	同左
(参考) 社会保険料	年金保険 国民年金：9,000円 厚生年金：8.2% 共済年金：5.7% ※国家公務員共済 健康保険 国民健康保険 所得割率：8.2% 健康保険（協会けんぽ）：4.15% 介護保険 なし 雇用保険 雇用保険料：0.55%	国民年金：11,100円 厚生年金：7.25% 共済年金：7.6% 国民健康保険 所得割率：7.6% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 同左 同左 雇用保険料：0.4%	国民年金：13,300円 厚生年金：8.67% 共済年金：8.195% 国民健康保険 所得割率：8.2% 健康保険（協会けんぽ）：4.25% 同左 同左 雇用保険料：0.7%	国民年金：13,300円 厚生年金：8.78% 共済年金：7.18% 国民健康保険 所得割率：9.1% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 第1号保険料：3,230円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.55% 雇用保険料：0.7%	国民年金：14,860円 厚生年金：7.67% 共済年金：7.51% 国民健康保険 所得割率：8.6% 健康保険（協会けんぽ）：4.1% 第1号保険料：4,160円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.595% 雇用保険料：0.4%	国民年金：15,250円 厚生年金：8.56% 共済年金：8.285% 国民健康保険 所得割率：9.4% 健康保険（協会けんぽ）：5% 第1号保険料：4,972円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.86% 雇用保険料：0.5%	国民年金：16,410円 厚生年金：9.15% 共済年金：8.15% 国民健康保険 所得割率：9.7% 健康保険（協会けんぽ）：5% 第1号保険料：5,869円 第2号保険料： 健康保険（協会けんぽ）：0.865% 雇用保険料：0.5%

(注) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』より著者作成。ただし、社会保険に関する保険料額・率の出所は下記を参照されたい。社会保険料算出時の標準報酬月額には上限額が存在し、2003年から標準報酬月額の計算に賞与も含める総報酬制が導入されている。また、被用者保険の場合は労使折半後の本人負担分のみを掲載している。

(年金保険) 日本年金機構「厚生年金保険料率表」「厚生年金保険料率と標準報酬月額等級の変遷表」；厚生労働省『公的年金財政状況報告』

(健康保険) 厚生労働省『国民健康保険実態調査』；全国健康保険協会「保険料率の変遷」

(介護保険) 厚生労働省「介護費用と保険料の推移」；全国健康保険協会「保険料率の変遷」

(雇用保険) 厚生労働省「雇用保険制度関係資料 雇用保険料及び国庫負担の推移」

Ⅲ. データおよび推計方法

Ⅲ-1. 使用データ

データは『全国家計構造調査』（旧：『全国消費実態調査』）の個票データ（調査票情報）を使用する⁴。本稿では1989、1994、1999、2004、2009、2014、2019年の調査票を利用している。調査票には各世帯員について調査開始時点の属性（続柄、年齢、性別、就業状況等）や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高等の項目が存在する。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の社会保険制度や税制を適用し、世帯ごとの年間での社会保険料と所得税・住民税の負担額を推計する。なお、ここでは税額の推計ができない等の理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- ・単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯

Ⅲ-2. 推計方法⁵

Ⅲ-2-1. 収入の推計方法

本稿では『全国家計構造調査』の「年収・貯蓄等調査票」における年間収入を使用している。ここでは、例えば「勤め先からの年間収入」、「農林漁業収入」等の11項目の内訳項目が存在し、さらに各項目において「①世帯主」「②世帯主の配偶者」「③他の世帯員（65歳未満）」「④他の世帯員（65歳以上）」別の収入が利用可能である。ただし、「③他の世帯員（65歳未満）」「④他の世帯員（65歳以上）」に該当する世帯員が複数人存在する世帯では、当該の世帯員らの収入の合計値のみが記入される。そこで、同調査の「世帯票」に記入されている世帯員全員の性別・年齢情報を参照し、「③他の世帯員（65歳未満）」「④他の世帯員（65歳以上）」の収入額を以下の方法で各世帯員に按分する。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」「企業年金受取金」「個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって按分の比が異なると考えられる。したがって、まず個人単位の収入が把握できる「①世帯主」と「②世帯主の配偶者」を対象に、性別・年齢階層別の平均収入を求める。「③他の世帯員（65歳未満）」「④他の世帯員（65歳以上）」に関して世帯内に該当する複数の世帯員が存在する場合には、上述の方法で求めた平均収入の比を使用して、収入額を各世帯員に按分する。

「内職等の年間収入」「家賃・地代の年間収入」「その他の年間収入」については、③と④

⁴ 『全国消費実態調査』は2019年に見直され、『全国家計構造調査』として施行された。

⁵ 本稿における収入、社会保険料、所得税・住民税の推計方法は Ohno et al.(2025)の手法を採用している。詳細は補足 A を参照されたい。

に関して該当する世帯員が複数存在する場合には均等に按分した。なお、15歳未満の世帯員については按分の対象外とした。

Ⅲ-2-2. 社会保険料・所得税・住民税の推計方法⁶

所得税・住民税の税額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する保険料額も推計する必要がある。本稿では（「世帯票」に記入された扶養関係ではなく）世帯の最高所得者を世帯主とみなし、その上で世帯員との続柄、年齢、職業、収入を参照することで税・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を判別している。

保険料額の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定する必要がある。ここでは公的年金保険・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して保険料額を推計する。

所得税・住民税額の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の控除制度や税率を適用して税額を求める。所得税法上は10の所得区分があるが、ここでは『全国家計構造調査』から計算可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得区分について、合計所得を求める。そして、合計所得から所得控除を差し引いた課税所得を計算する。その際、本稿においては給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、老年者控除（2004年まで）、社会保険料控除（先に推計した社会保険料と同額）を適用している。最後に課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税額・住民税額を計算する。なお、ここでは住民税における調整控除（2007年～）、復興特別所得税（2013年～）も含めて推計している。ただし、利子配当課税分については、本稿においては除くこととした。

所得や税・保険料額推計のパラメーター（適用控除額等）を実質化するにあたっては各年の平均所得を用いて指数を作成し、ここでは2019年を基準とする。ただし、日本では高齢化が進展する中、平均所得の水準は年齢構成の変化からも影響を受けやすい。そこで、年齢構成の変化による影響を除いて実質化するための指数を作成する。まず、 t 年の年齢階層 k ($k=1, 2, \dots, K$)における世帯構成比率を n_t^k 、平均所得を y_t^k とおく。なお、 $\sum_{k=1}^K n_t^k = 1$ である。基準とする年を T 年とすると、 t 年の指数 I_t を以下の式に基づいて計算する。

⁶ 一般に、調査票に記載された情報から税や社会保険額といった個別性の高い変数を推計するマイクロシミュレーションの手法に関しては、その精度（推計の誤差）への留意が必要である。この点に関してはOhno et al. (2015)および多田ほか(2016)によって、『国民生活基礎調査』を用いたマイクロ・シミュレーションモデルによる税・保険料額の推計値は高い精度を持つことが示されている。これらの報告では『国民生活基礎調査』を使用していることに対して、本稿では『全国家計構造調査』を使用している点に関しては、第1に『国民生活基礎調査』と『全国家計構造調査』では共通する調査項目が多く、推計に必要な諸変数が共通して利用可能であること、第2にSano et al. (2015)やTada and Miyoshi (2015)において『国民生活基礎調査』と『全国家計構造調査』は世帯属性や収入の情報についてはおよそ整合的と報告されていることを鑑みれば、『全国家計構造調査』を使用した本稿の税・社会保険料の推計値に関しても分析に足る精度を有していると考えられる。

$$I_t = \left(\sum_k^K n_T^k \cdot y_t^k \right) / \left(\sum_k^K n_T^k \cdot y_T^k \right) \quad (1)$$

各年齢階層の世帯構成比率をウェイトとして使用し、年齢階層別の所得を加重平均して全世帯平均所得を求める。(1)式の分子はt年の加重平均所得、分母はT年の加重平均所得である。ここでは年齢構成の変化による影響を除くため、t年およびT年の加重平均所得を求める際、ともに2019年の世帯構成比率をウェイトとして使用する。年齢階層別の作成にあたっては、世帯主年齢に基づき11個の年齢階層(35歳未満、35-39歳、40-44歳、45-49歳、50-54歳、55-59歳、60-64歳、65-69歳、70-74歳、75-79歳、80歳以上)を使用した。

最後に、『全国家計構造調査』の個票データは世帯単位であるが、本稿では個人単位への変換を行う。『全国家計構造調査』においては、世帯ごとにウェイト(集計用乗率)が付与されているが、個人単位への変換後もこのウェイトを各個人(各世帯員)に適用する。また、所得が0の個人については、平均税率の計算の際に値が無限大に発散してしまうため、本稿においてはサンプルから落とした。

III-3. GATRDの計測方法

GATRD(平均税率のグループ間格差)を計測するにあたってはSlemrod(2022)やLin and Slemrod(2024)の方法を採用する。各個人の平均税率は、個人ごとに税額を所得額で割ることによって求める。ここでは、税額を所得税額と住民税額の合計、所得額を総所得の金額(当初所得に現金給付を加えた金額)とした。その上で、各グループの平均税率は、そのグループに属する個人の平均税率に関する(ウェイトを勘案した)加重平均として扱う。本稿においては2つのグループに注目し、現役個人と高齢個人の比較を行う。定義としては、給与収入を得ている個人を現役個人、公的年金収入を得ている個人を高齢個人とした。また、給与収入、公的年金収入のどちらも得ている個人については、高齢個人への割り振りを行った。便宜上、以下では現役個人グループをグループA、高齢個人グループをグループBと呼ぶ。このとき、グループhの平均税率を t_h ($h=A,B$)とすると、GATRDは(2)式のように定義される。

$$GATRD \equiv t_A - t_B \quad (2)$$

ここで、所得階層*i*での平均税率を t_i 、所得階層*i*でのグループhの平均税率を t_{hi} とし、所得階層*i*の人数を n_i 、グループhの人数を n_h 、所得階層*i*でのグループhの人数を n_{hi} とすると、(2)式を変形することで、(3)式を得ることができる。

$$GATRD = \sum_{i=1}^N \left[\left(\frac{n_{Ai}}{n_A} - \frac{n_{Bi}}{n_B} \right) \cdot t_i \right] + \sum_{i=1}^N \left[\left(\frac{n_{Ai}}{n_A} \cdot \frac{n_{Bi}}{n_i} + \frac{n_{Bi}}{n_B} \cdot \frac{n_{Ai}}{n_i} \right) (t_{Ai} - t_{Bi}) \right] \quad (3)$$

グループ間における税負担の違いを捉えるにあたっては所得分布の違いと累進課税体系によってもたらされる垂直的要因と、同一所得階層内のグループ間で生じる水平的要因に分けることが重要である。(3)式において、右辺第1項は垂直的要因を表し、第2項は水平的要因を表す。第一項の中で、各所得階層における平均税率 t_i に掛かっている部分はその階層における垂直的要因のウェイトを表しており、第二項の中で、各所得階層におけるグループ間の平均税率の差($t_{Ai} - t_{Bi}$)に掛かっている部分はその階層における水平的要因のウェイトを表している。これらのウェイトを乗じることで、各所得階層における垂直的要因と水平的要因の寄与を計測することができる。

IV. 計測結果

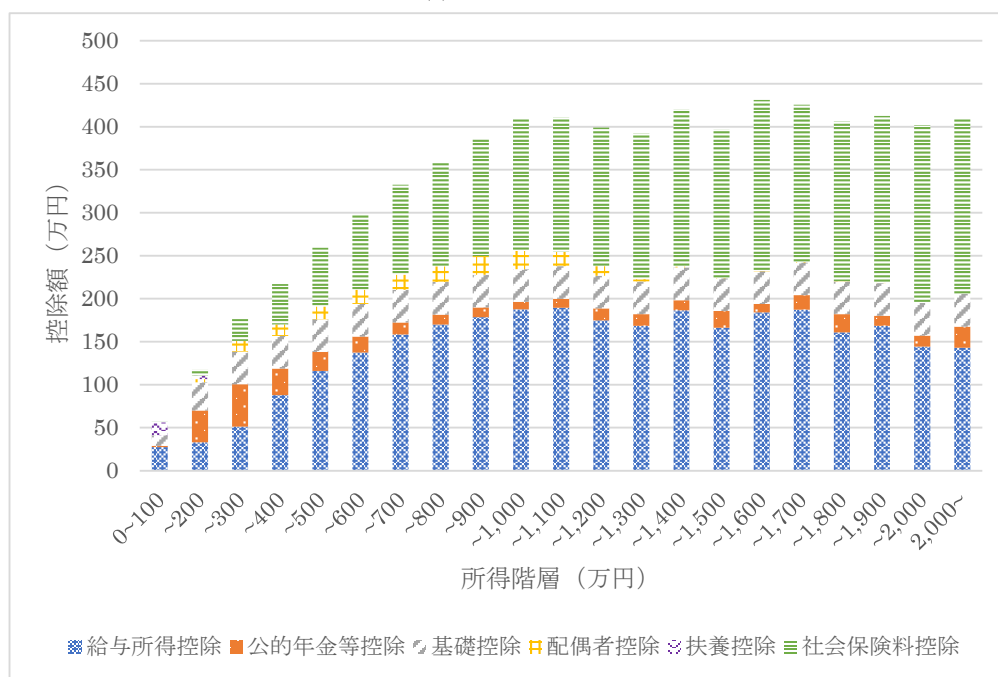
IV-1. 控除額の構造

上述のとおり、GATRDは現役個人と高齢個人の税率差を表す。このとき、現役個人では給与所得控除、高齢個人では公的年金等控除が、それぞれの税率に大きな影響を及ぼす可能性がある。そこで、まず個人に適用される控除額の構造について確認する。図1は2019年の所得税に関するデータを用いて、控除額の大きさを所得階層別に示したものであり、所得階層の分類には100万円刻みの所得階層を用いている。なお、控除額の構造は所得税と住民税で共通しているため、ここでは所得税に関する結果のみを示す。まず、パネル(a)は全サンプルを対象とした場合を表しており、所得1,000万円までにかけて収入逡増的な構造が確認され、それ以降の所得階層ではほぼ横ばいとなっている⁷。この傾向は主に給与所得控除および社会保険料控除の仕組みに起因している。次に、パネル(b)は現役個人に限定した場合を表している。控除額の合計が収入逡増的な構造を持つ点は全サンプルの場合と同様であり、この特徴も特に給与所得控除や社会保険料控除の影響によるところが大きい。さらに、パネル(c)は高齢個人に限定した場合を表している。控除額の合計が収入逡増的な構造を持つ点は他の場合と同様であるものの、控除の内訳に着目すると、公的年金等控除が大きな割合を占めている。ただし、公的年金等控除は給与所得控除と異なり、収入逡増的な構造が明確に確認されるわけではない。

⁷ 所得1,000万円以上の所得階層において、完全に横ばいとなっているわけではない。ただし、これは所得1,000万円以上の所得階層において各層のサンプルサイズが少ない点に留意が必要である。パネル(c)は高齢個人に限定した場合を表すが、高所得層におけるサンプルサイズが小さいため、その傾向が顕著に現れている。

図1 所得階層別の控除額（所得税/2019年）

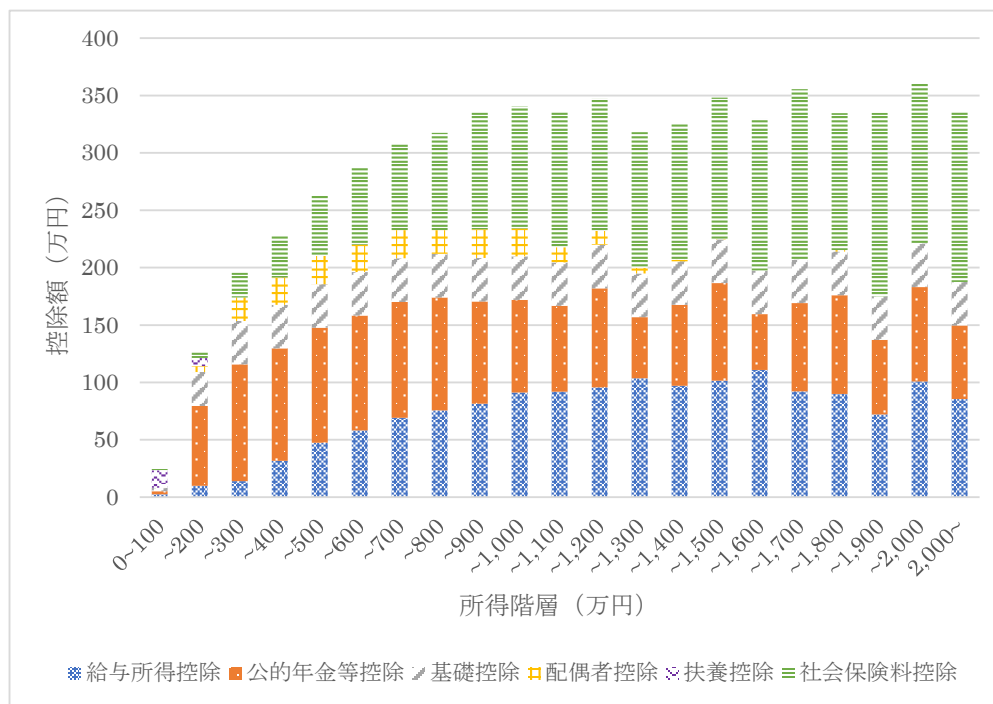
(a) 全サンプル



(b) 現役個人



(c) 高齢個人

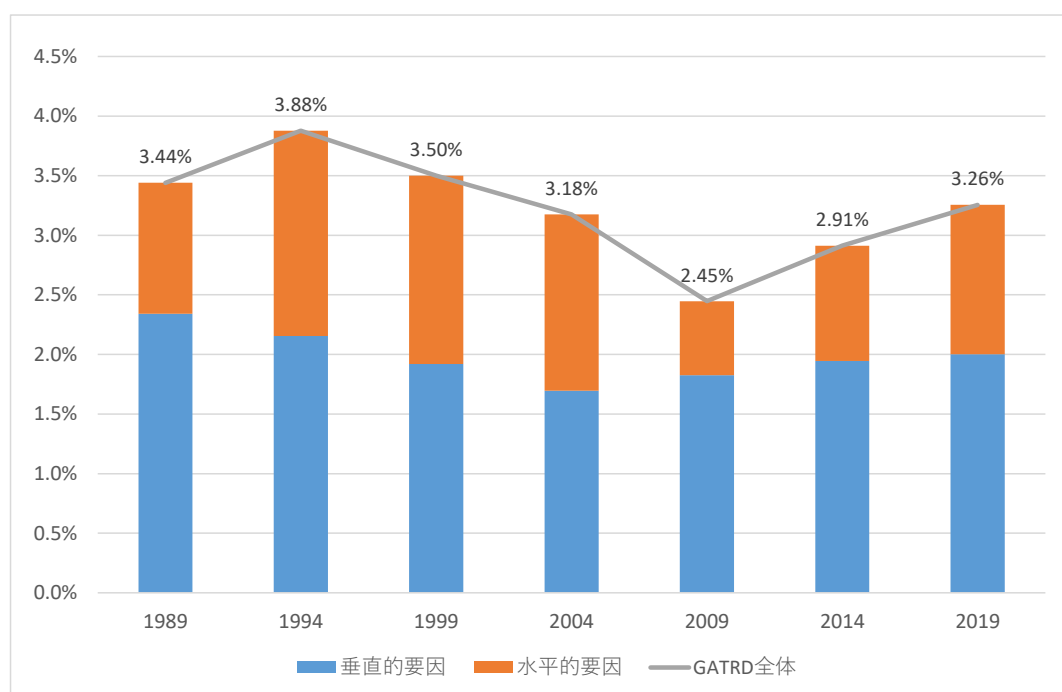


(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

IV-2. GATRD の経年的な変化

まず、GATRD の経年的な変化を見ていく。図2は1989年から2019年までのGATRD全体に加え、垂直的要因や水平的要因の大きさを経年的に示している。なお、GATRDの垂直的要因と水平的要因の合計がGATRD全体に相当する。GATRD全体としては3%程度あるのに対し、水平的要因に着目すると、双方の負担率格差は1%程度であった。また、垂直的要因はおよそ2%で概ね横ばいに推移しているのに対して、水平的要因は1%前後で変動しており、また水平的要因の変化がGATRD全体の変化に影響している。

図2 GATRD の経年変化



(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

IV-3. 控除が GATRD に及ぼす影響

次に、各控除が GATRD に与える効果について確認する。図 3 は、各年における「制度どおりの場合」と「仮想的に各控除を適用しない場合」の GATRD を比較したグラフである。具体的には、「制度どおりの場合（青線）」、「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」、「公的年金等控除を適用しない場合（黄色線）」、「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」について扱う。

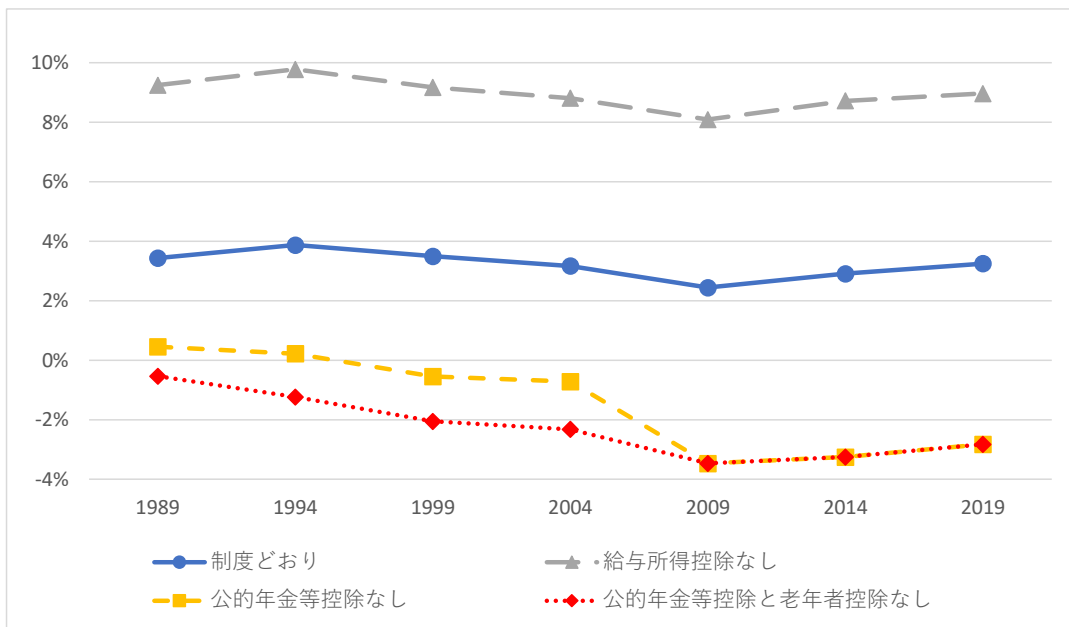
パネル(a)は GATRD 全体について、各ケースの結果を示している。まず、「制度どおりの場合（青線）」はおよそ 3% の水準でほぼ横ばいに推移している。これに対し、各種の控除を適用しない場合は、それぞれ控除の効果が大きいほど「制度どおりの場合（青線）」との乖離が大きくなる。「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」は GATRD がおよそ 9% で、「制度どおりの場合（青線）」と同様、ほぼ横ばいに推移している。また、「公的年金等控除を適用しない場合（黄色線）」は 2009 年以降低下しているが、「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」はほぼ横ばいに推移している。一見、2009 年以降で公的年金等控除の効果が大きくなっているように見える。しかし、こうした背景には、1989 年から 2004 年までは老年者控除がある中で、公的年金等控除が高齢個人に与える負担軽減効果を過小評価している可能性がある。例えば、高齢個人の課税所得が老年者控除により一定程度抑えられているとき、公的年金等控除の適用控除額を使い切らない個人がいると考えられる。そのため、本来の公的年金等控除が与える影響の大きさを捉えるには、「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」と「制度どおりの場合（青線）」の乖離幅を見る必要がある。このとき、公的年金等控除の影響は 2004 年までと 2009 年以降で大きな変化はない。ここで、「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」と「制度どおりの場合（青線）」の乖離や、「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」と「制度どおりの場合（青線）」の乖離に注目すると、近年はそれぞれの乖離がおよそ 5% の同程度であり、このことは給与所得控除と公的年金等控除が同程度に負担軽減効果を持っていることを示している。以下では、GATRD を垂直的要因と水平的要因に分けて考察を行う。

パネル(b)は、GATRD の垂直的要因について、各ケースの結果を示している。「制度どおりの場合（青線）」はほぼ横ばいに推移している。また、「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」「公的年金等控除を適用しない場合（黄色線）」「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」はいずれも「制度どおりの場合（青線）」から大きな乖離はない。

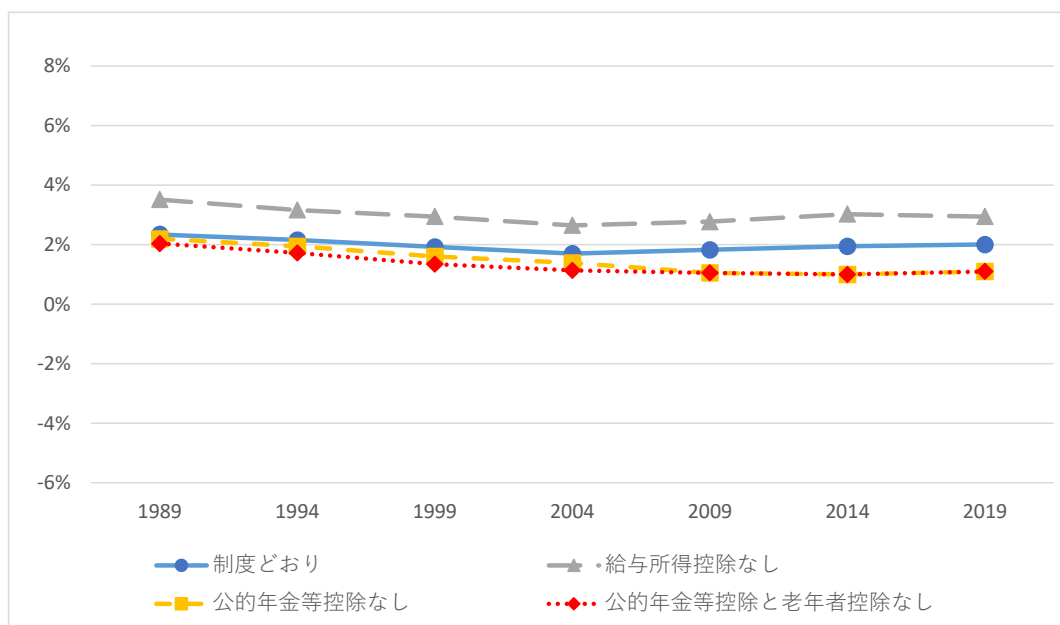
次に、パネル(c)は GATRD の水平的要因について、各ケースの結果を示している。パネル(c)においても、「制度どおりの場合（青線）」と「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」は、パネル(a)と同様にほぼ横ばいに推移を示している。また、「公的年金等控除を適用しない場合（黄色線）」は、パネル(a)と同様に 2009 年以降低下している。ここで、「給与所得控除を適用しない場合（グレー線）」と「制度どおり場合（青線）」の乖離や、「公的年金等控除と老年者控除を適用しない場合（赤線）」と「制度どおりの場合（青線）」の乖離を比較してみると、近年は双方がおよそ同程度であることが分かる。このことから給与所得控除と公

的年金等控除が同程度に負担軽減効果を持っており、また特に水平的公平に影響を与えていることが分かる。

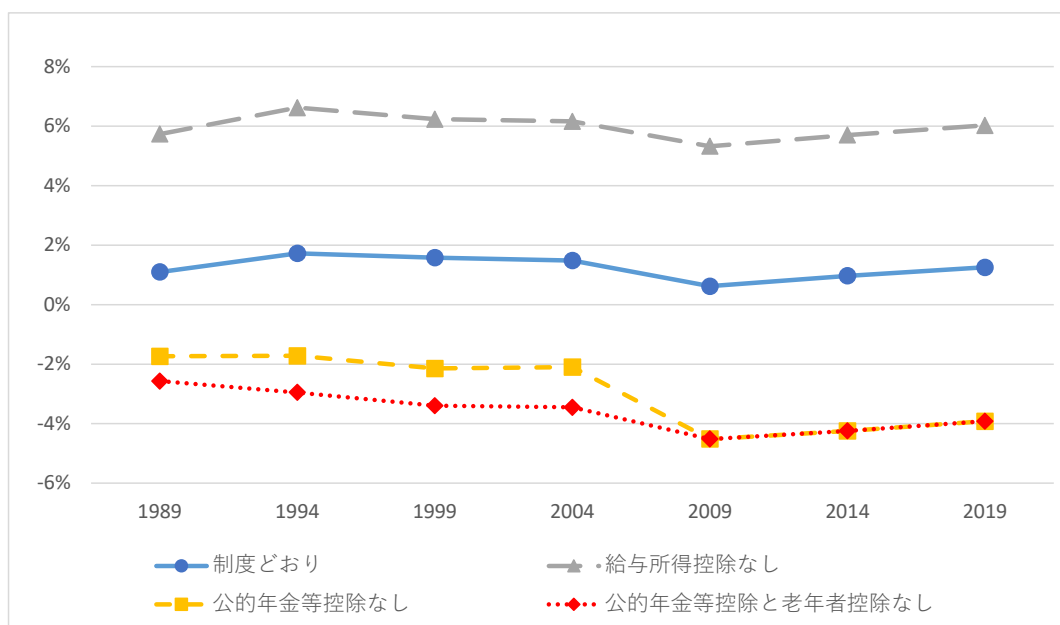
図3 控除がGATRDに与える効果
(a) GATRD全体



(b) GATRD の垂直的要因



(c) GATRD の水平的要因



(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

IV-4. 所得階層別で見た GATRD

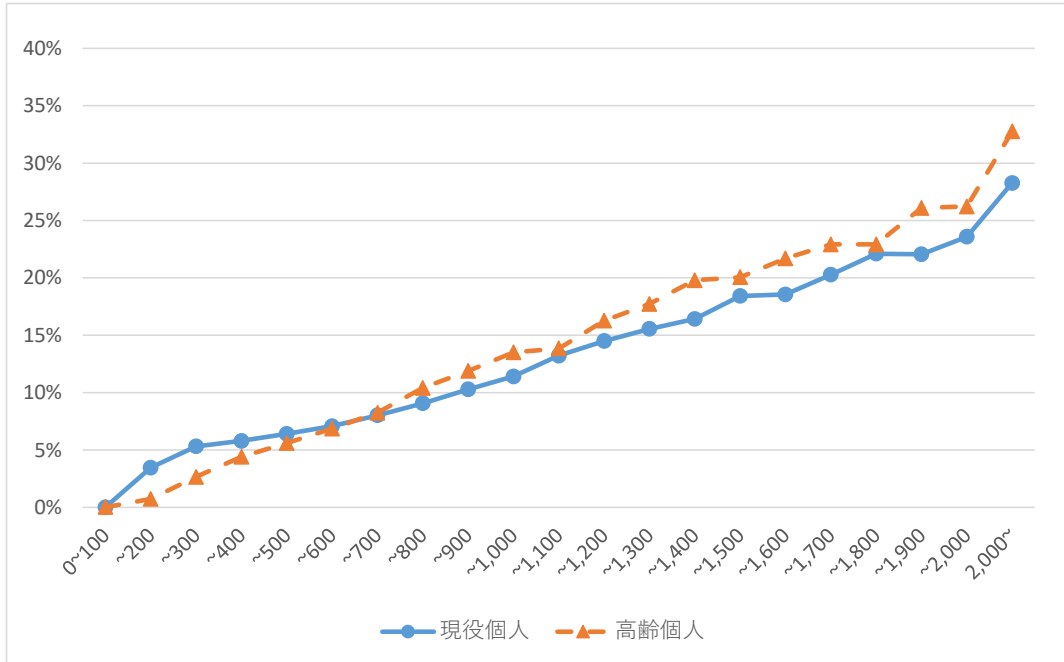
ここで、控除の負担軽減効果を所得階層別に捉える。図4は現役個人、高齢個人それぞれのグループにおける所得階層別の平均税率（2019年）を表している。同じ所得階層の下でも、両グループの平均税率には乖離があることが見てとれる。特に、低所得層においては現役個人の平均税率が高くなっており、年収700万円以上では、高齢個人の平均税率の方が高い。

次に、図5は各種控除が平均税率に与える効果を所得階層別に捉えたものである。パネル(a)は全サンプルのケースを示している。ここでは公的年金等控除の影響が低所得層において大きい、年収400万円から次第に影響が小さくなっていき、所得700万円以上ではほとんど影響がない。一方で、給与所得控除の影響は、低所得層では公的年金等控除の影響と同程度であるが、年収400万円から影響が大きくなっていき、高所得層まで影響が及んでいる。このように、公的年金等控除が主に低所得層のみに影響を与えている一方、給与所得控除は高所得層まで影響を与えていることで、個人所得課税の所得再分配機能を弱めている面もある。ただし、こうした結果は各所得階層における現役個人・高齢個人の構成比の影響も含まれる。現役個人・高齢個人の構成比の影響を考慮するために、属性別の結果も確認する。

パネル(b)は各種控除が現役個人の平均税率に与える効果を所得階層別に捉えたものである。現役個人のみを取り出して計算しているため、公的年金等控除の影響がなく、どの所得階層においても、給与所得控除の影響が一定程度及んでいる。

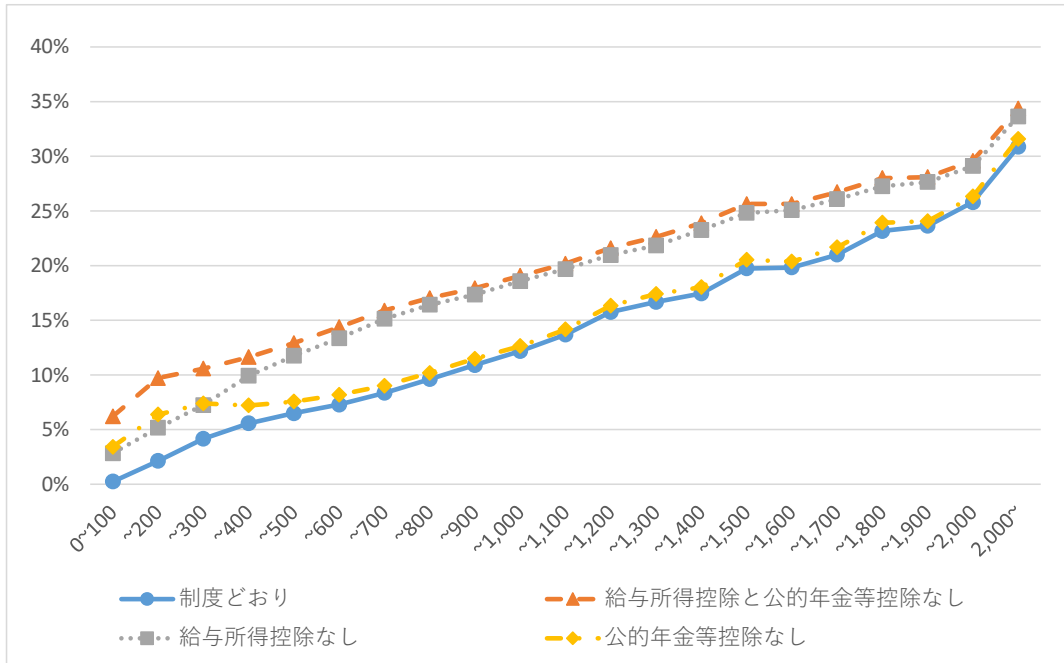
次に、パネル(c)は各種控除が高齢個人の平均税率に与える効果を所得階層別に捉えたものである。高齢個人のみを取り出して計算しているため、公的年金等控除の影響が全所得階層において確認できる。また、給与所得控除についても一定の影響を及ぼしていることを示している。これは、高齢個人の中には年金受給者だけでなく、給与所得稼得者も一定数存在しているためである。

図4 所得階層別で見た平均税率（2019年）

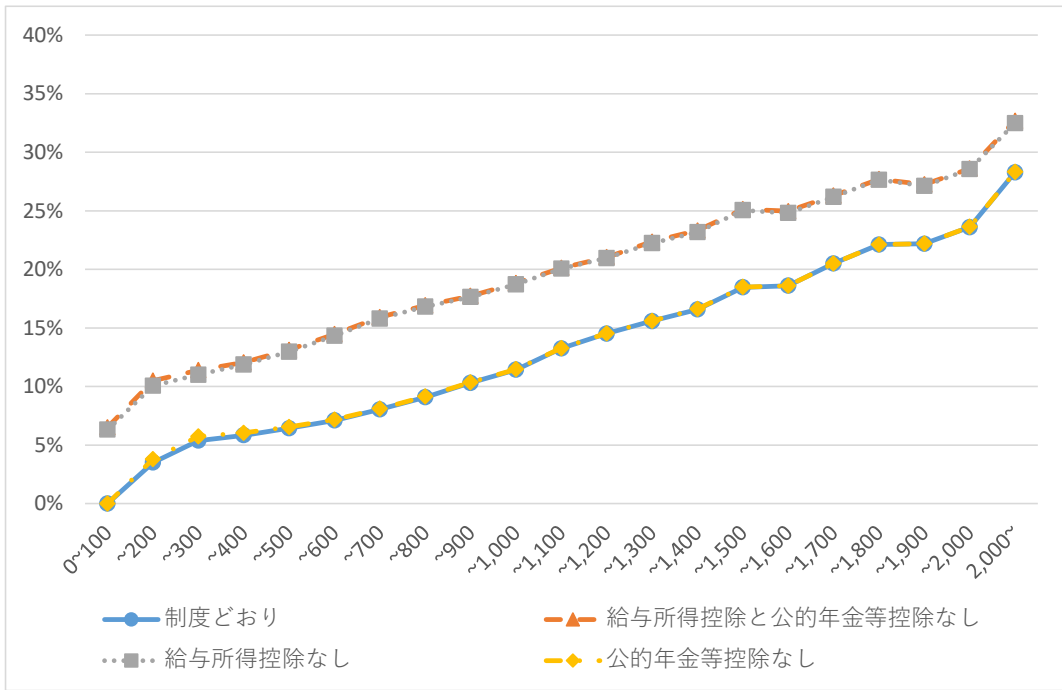


(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

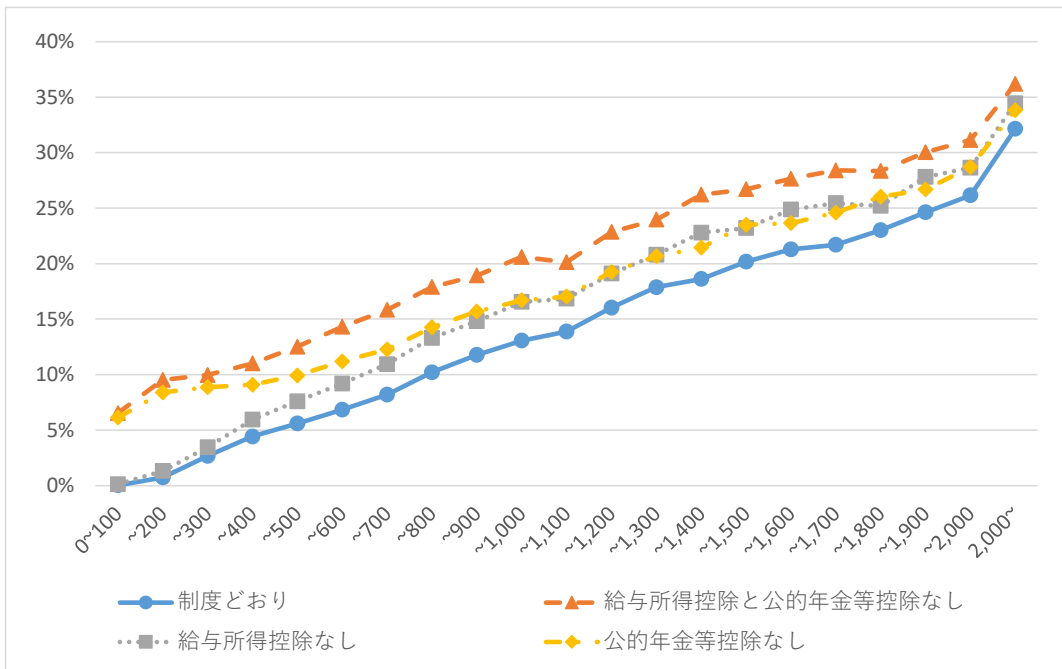
図5 所得階層別で見た平均税率（2019年）：各種控除による影響
(a)全サンプル



(b) 現役個人



(c) 高齢個人



(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

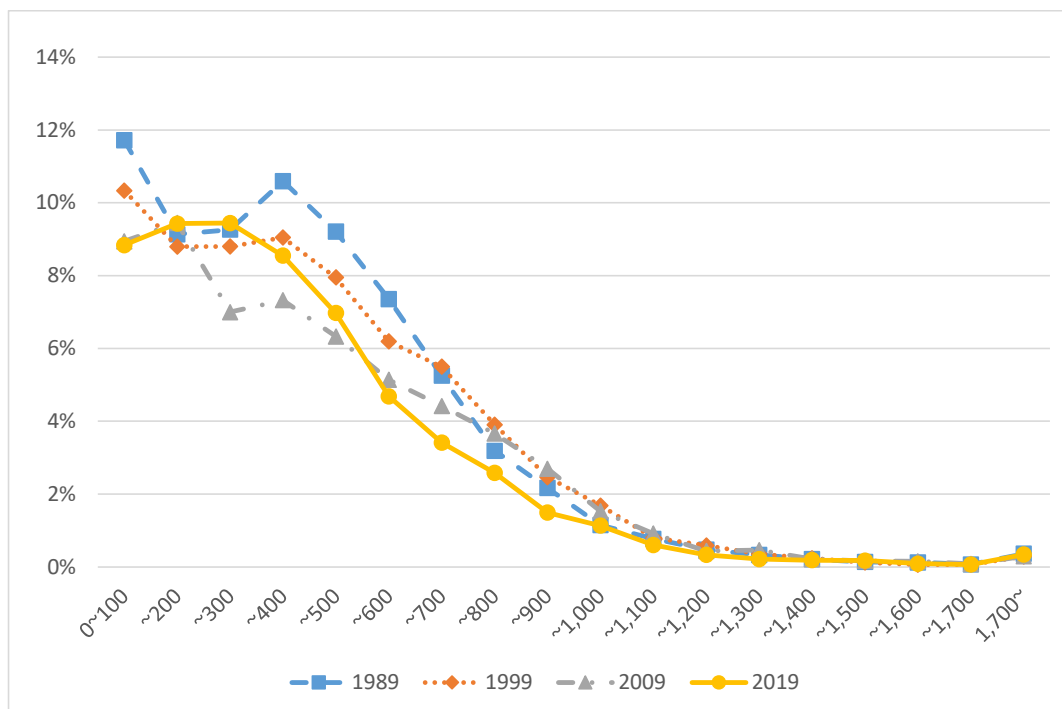
V. GATRD の変化の要因分解：制度変更要因と非制度変更要因

V-1. 人口動態の変化

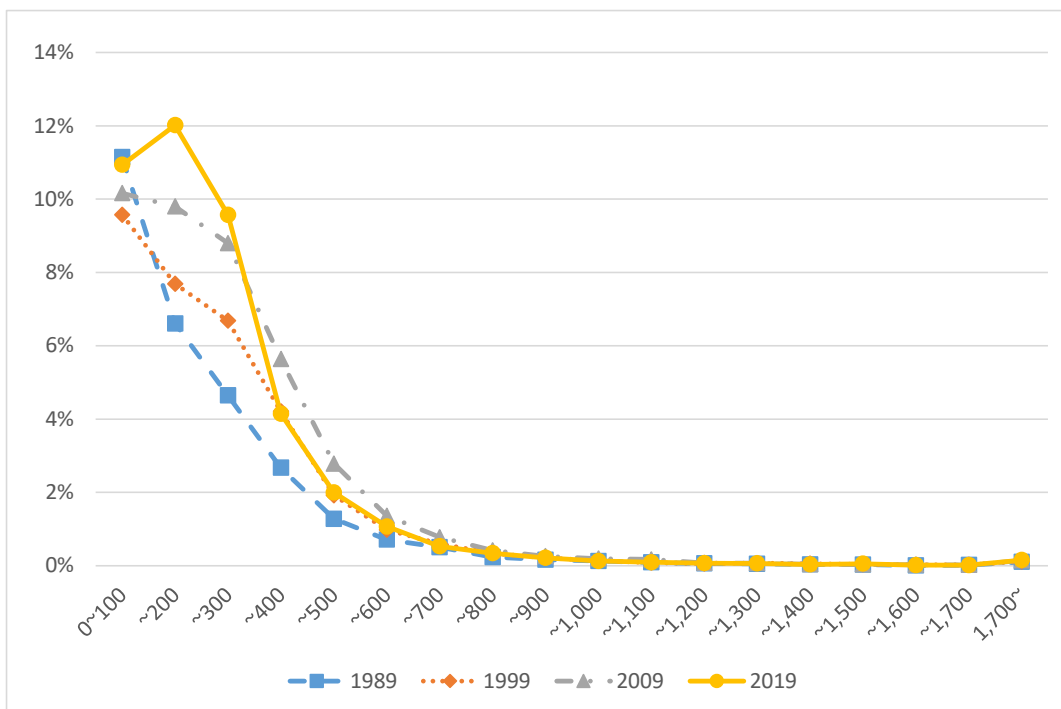
まず 1989 年から 2019 年にかけての 30 年間で、我が国における所得階層別の人口分布がどのように変化してきたのかを確認する。図 6 は 1989 年、1999 年、2009 年、2019 年の 10 年毎 4 時点について、所得階層別の構成比（対全サンプル）を示している。パネル(a)は現役個人の構成比（対全サンプル）を示しているが、幅広い所得階層で構成比が低下している。一方、パネル(b)は高齢個人の構成比（対全サンプル）を示しているが、パネル(a)とは対照的に、高齢化に伴い幅広い所得階層で構成比が上昇している。また、高齢個人の多くは年金を主な収入源としているため、低所得階層の個人が多い。そのため、低所得層において構成比の増加が顕著である。最後に、パネル(c)は全サンプルの構成比を示しているが、ここでも高齢個人が増加したことによる低所得階層の上昇と、中・高所得階層の低下が確認できる。

図 6 所得階層別で見た構成比の推移

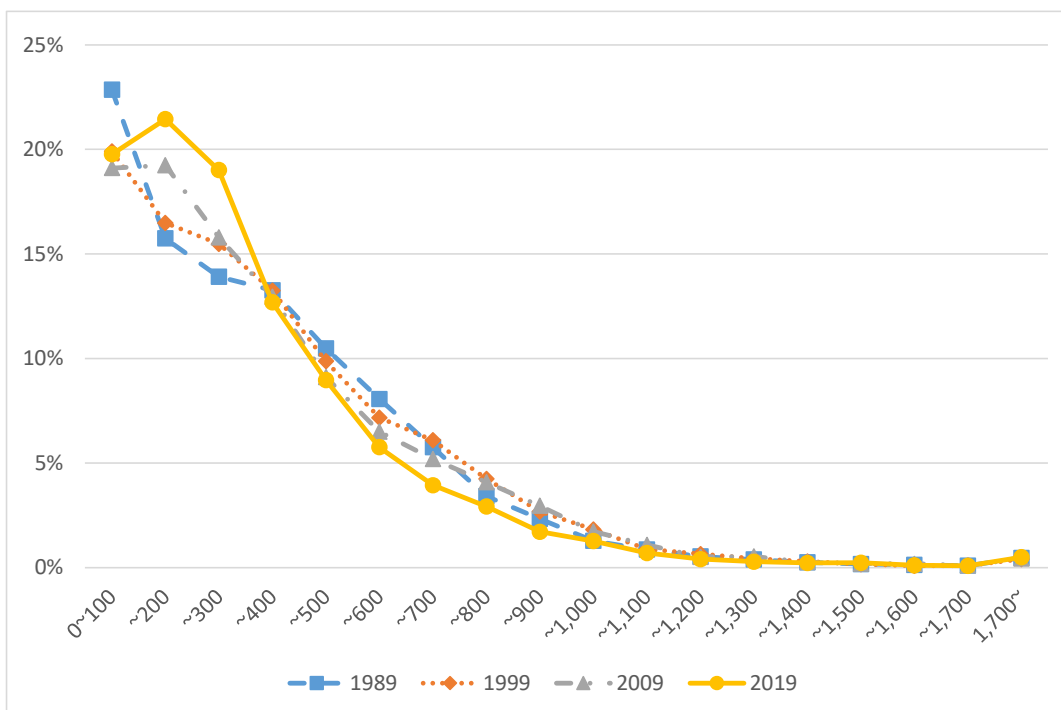
(a) 現役個人



(b) 高齢個人



(c) 全サンプル



(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

V-2. GATRD の変化の要因分解：制度変更要因と非制度変更要因

GATRD の時点間比較には制度の変更に伴う制度変更要因と、所得分布や人口構成等の変化に伴う非制度変更要因の影響も含まれる。そこで Bargain and Callan (2010) や Bargain (2012) の手法に従い、GATRD に加え、垂直的・水平的要因の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解する。制度変更要因の抽出にあたっては、使用するデータの年を固定した上で、適用する制度の年のみを変更させて、GATRD などの変化を計測する。一方、非制度変更要因は適用する制度の年を固定した上で、使用するデータの年のみを変化させて、GATRD などの変化を計測する。

いま、j 年のデータに k 年の制度を適用した場合における GATRD を A_{jk} とする。2 時点間の比較を行うとき、基準年を 0、比較年を 1 と表記すれば、GATRD の変化は(4)式のように表すことができる。

$$\Delta A = A_{11} - A_{00} \quad (4)$$

GATRD の変化を制度変更要因と非制度変更要因に分解するとき、(5)式のような 3 つの場合が挙げられる。

$$\Delta A = (A_{11} - A_{10}) + (A_{10} - A_{00}) \quad (5.1)$$

$$\Delta A = (A_{11} - A_{01}) + (A_{01} - A_{00}) \quad (5.2)$$

$$\Delta A = \frac{1}{2}\{(A_{11} - A_{10}) + (A_{01} - A_{00})\} + \frac{1}{2}\{(A_{10} - A_{00}) + (A_{11} - A_{01})\} \quad (5.3)$$

いずれの場合も右辺第 1 項は制度変更要因を表している。(5.1)式ではデータを比較年(1)に固定し、(5.2)式ではデータを基準年(0)に固定した上で、制度の年のみを変更させて GATRD の変化を求める。(5.3)式はこれら 2 つのケースについて単純平均をとったものとなっている。また、右辺第 2 項は非制度変更要因を表している。(5.1)式では制度を基準年(0)に固定し、(5.2)式では制度を比較年(1)に固定した上で、データの年のみを変更させて GATRD の変化を求める。(5.3)式はこれら 2 つのケースについて単純平均をとったものとなっている。本稿では(5.3)式に基づいて要因分解を計測する。また、垂直的・水平的要因に関する制度変更・非制度変更要因への分解も同様に扱う。

表 2 は GATRD の変化に関する要因分解を表している。パネル(a)は 1989 年から 2019 年までの変化を示している。この 30 年間で、GATRD の水平的要因は高齢化などの非制度変更要因により 0.65%ポイント上昇したが、制度変更によって 0.49%ポイント低下しており、結果として水平的要因の変化は 0.15%ポイントの上昇に留まっている。一方で、GATRD の

垂直的要因は非制度変更要因からはほとんど変化せず、制度変更によって0.23%ポイント低下している。GATRD全体としても、制度変更による低下圧力と非制度変更要因による上昇圧力が相殺し合い、0.19%ポイントの低下に留まっている。

次に、10年毎の変化を比較していく。パネル(b)は1989年から1999年までの変化を示している。この10年間で、高齢化などの非制度変更要因によって水平的要因は上昇している。一方で、制度変更によって水平的要因は低下している。こうした背景には、給与所得控除の拡大による現役個人の平均税率が低下したことなどが挙げられる。また、制度変更によって垂直的要因は低下しており、その寄与度はパネル(a)との対比で相対的に大きい。こうした背景には、最高税率の引き下げなどが挙げられる。これらにより、全体としてはパネル(a)と同じく、制度変更要因と非制度変更要因が相殺する形でGATRDの変化を抑えている。ただし、ここでは非制度変更要因による上昇圧力の方がやや強く、全体としては0.06%ポイントの上昇となっている。

パネル(c)は1999年から2009年までの変化を示している。この10年間で、非制度変更要因による影響はほとんどない。これは、この10年間においても高齢化のほか、現役個人の所得減少も進んでおり、双方の効果が作用していると考えられる。一方で、公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止によって、高齢個人の平均税率が上昇したことで、制度変更によるGATRDへの影響は大きく、全体としては1.05%ポイントの低下となっている。

最後に、パネル(d)は2009年から2019年までの変化を示している。この10年間も高齢化が進んでおり、非制度変更要因によりGATRD全体は0.56%ポイントの上昇となっている。一方、最高税率の引き上げのほか、給与所得控除における適用額の縮小や上限の導入によって現役個人の平均税率が上昇し、こうした制度変更からGATRD全体は0.25%ポイントの上昇となっている。また、GATRD全体としてはこの10年間で0.81%ポイントの上昇となっている。

表2 GATRDの時点間変化の要因分解
(a) 1989年から2019年までの変化

	GATRD 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
1989→2019			
垂直的要因	-0.341%	-0.228%	-0.112%
水平的要因	0.156%	-0.490%	0.646%
全体	-0.185%	-0.719%	0.534%

(b) 1989年から1999年までの変化

	GATRD 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
1989→1999			
垂直的要因	-0.422%	-0.448%	0.027%
水平的要因	0.482%	-0.304%	0.786%
全体	0.060%	-0.752%	0.812%

(c) 1999年から2009年までの変化

	GATRD 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
1999→2009			
垂直的要因	-0.094%	-0.156%	0.062%
水平的要因	-0.960%	-0.907%	-0.053%
全体	-1.054%	-1.063%	0.009%

(d) 2009年から2019年までの変化

	GATRD 変化分	要因分解	
		制度変更要因	非制度変更要因
2009→2019			
垂直的要因	0.175%	0.080%	0.095%
水平的要因	0.634%	0.166%	0.468%
全体	0.809%	0.246%	0.563%

(出所) 総務省『全国家計構造調査』より筆者作成。

VI. 結論

日本では所得税・住民税を対象に、現役世帯や高齢世帯といったグループ間における税負担の違いや、給与所得控除や公的年金等控除が税負担に与える影響について議論されてきた。また、近年はグループ間における税負担の違いを垂直的要因と水平的要因に分解する取り組みが進んでいる。例えば、2つのグループの間で税負担の違いがあるとき、これを評価するにあたっては単純に両グループの平均的な負担率の差を比較するわけにはいかない。グループ間における税負担の違いを捉えるにあたっては所得分布の違いと累進課税体系によってもたらされる垂直的要因と、同一所得階層のグループ間で生じる水平的要因に分けることが重要であり、Group Average Tax Rate Differential (GATRD)と呼ばれる要因分解の方法が提示されている。そこで本稿ではこのGATRDアプローチを採用し、現役個人・高齢個人間における税負担の違いについて垂直的要因と水平的要因を計測し、このグループ間における水平的不公平の度合いを評価した。また、マイクロシミュレーションを活用して給与所得控除や公的年金等控除が各要因にもたらす影響を計測し、当該控除が水平的不公平に与えている真の寄与を考察した。さらに、垂直的・水平的要因における変化を制度変更と非制度変更による寄与に分解して考察した。なお、税負担の公平性を議論する際には生涯所得ベースで捉えるか、単年所得ベースで捉えるか、といった視点があるが、本稿では現行税制の特徴を議論するにあたり、単年所得ベースで捉えている。

まず、現役個人・高齢個人間におけるGATRDは3%程度あり、このうち水平的要因により双方の差は1%程度であることが確認された。経年的に捉えると、GATRDは1990年代半ば以降で低下傾向にあったが、2010年代は上昇傾向に転じている。また各種控除がGATRDに及ぼす影響を捉えると、現役個人は給与所得控除、高齢個人は公的年金等控除による負担軽減の恩恵を受け、いずれも5%程度の影響を持つものであり、どちらも水平的公平に大きな影響を及ぼし得るものとなっている。このことを所得階層別で捉えると、公的年金等控除は主に低所得層で負担軽減の効果がある一方、給与所得控除は幅広い所得階層で負担軽減の効果があることが確認された。

また、GATRDの経年変化について制度変更要因と非制度変更要因に分解してみると、1989年から2019年の30年間で、高齢化などの非制度変更要因によってGATRDの水平的要因を押し上げる一方、制度変更を通して抑えることができていることが確認された。今後も高齢化の影響がGATRDの押し上げに作用することが予想される中、引き続き政策的対応が求められる。

日本の個人所得課税（所得税・住民税）は控除制度を多用しているが、例えば給与所得控除は勤務に係る経費を控除する役割を果たすなど、各種の控除制度はそれぞれの目的を有している。他方、日本の個人所得課税は手厚い控除により課税ベースが大きく浸食され、それゆえに税の財源調達機能や所得再分配機能を弱めているといった指摘もあり、こうした手厚い控除の背景には給与所得控除や公的年金等控除が挙げられる。本稿の考察からは、給

与所得控除や公的年金等控除は所得源泉の違いによって税負担が異なる結果をもたらし、税負担の水平的公平を阻害している面があることも確認された。今後の控除制度のあり方を検討するにあたっては、所得再分配機能を高めつつ、水平的公平を改善することに向けた施策が求められる。

参考文献

- 大野太郎・今堀友嗣・小嶋大造(2023)「個人所得課税の累進構造の変化：収入逓増的な控除が限界税率に与える影響」PRI Discussion Paper Series, No.23A-05, 財務省財務総合政策研究所。
- 金田陸幸(2014)「所得課税における控除の実態：マイクロシミュレーションによる分析」『租税資料館賞受賞論文集』第22回中巻, pp.181-223。
- 多田隼士・大野太郎・宇南山卓(2016)「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計とその妥当性の検証」, PRI Discussion Paper Series, No.16A-02, 財務省財務総合政策研究所。
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」, 小野善康ほか(編)『現代経済学の潮流 2003』第7章, 東洋経済新報社。
- 田近栄治・古谷泉生(2005)「年金課税の実態と改革のマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』56(4), pp.304-316。
- 田近栄治・八塩裕之(2006a)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所(編)『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』, 第7章, 中央経済社。
- 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配：所得控除にかわる税額控除の活用」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(編)『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 第4章, 東京大学出版会。
- 田近栄治・八塩裕之(2008)「所得税改革：税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』44(3), pp.291-306。
- 前川聡子(2023)「日本における公的負担・給付と水平的公平：全国消費実態調査に基づく実証分析」『関西大学経済論集』72(4), pp.143-156。
- Albarea, A., M. Bernasconi, C. D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio (2015), “Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy”, *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp.99-136.
- Altshuler, R. and R. Dietz (2011), “Reconsidering Tax Expenditure Estimation”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.459-490.
- Avram, S. (2018), “Who Benefits from the ‘Hidden Welfare State’? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries”, *Journal of European Social Policy*, 28(3),

pp.271-293.

- Bargain, O. (2012), “The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach”, *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, 74(6), pp.856-874.
- Bargain, O. (2014), “Decomposing Changes in Income Distribution”, C. O’Donoghue (ed.) *Handbook of Microsimulation Modelling*, Emerald Group Publishing Limited.
- Bargain, O. and T. Callan (2010), “Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach”, *Journal of Economic Inequality*, 8(1), pp.1-21.
- Barrios, S., F. C. Moscarola and F. Figari (2020), “Size and Distributional Pattern of Pension-Related Tax Expenditures in European Countries”, *International Tax and Public Finance*, 27, pp.1287-1320.
- Burman, L., C. Geissler and E. J. Toder (2008), “How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them”, *American Economic Review: Papers & Proceeding*, 98(2), pp.79-83.
- Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017), “Economic and Distributional Effects of Tax Expenditure Limits”, A. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press.
- Lin E. Y. and J. Slemrod (2024), “Gender Tax Difference in the U.S. Income Tax”, *International Tax and Public Finance*, 31, pp.808-840.
- OECD (2010), *Tax Expenditures in OECD Countries*. OECD.
- Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta and M. Yamamoto (2015), “Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.547-571.
- Ohno, T., J. Sakamaki, D. Kojima and T. Imahori (2021), “Effects of deductions on the tax burden reduction and the redistribution of the income and resident taxes”, *Japan and the World Economy*, 60, 101104, Erratum (2022), 61, 101113.
- Ohno, T., T. Imahori and D. Kojima (2025), “Effects of Income-increasing Deduction in Personal Income Tax on the Burden Reduction and Income Redistribution: Evidence from Japan”, *Japan and the World Economy*, 73, 101296.
- Poterba, J. M. (2011), “Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure”, *National Tax Journal*, 64(2), pp.451-458.
- Sano, S., S. Tada and M. Yamamoto (2015), “Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment”, *Public Policy Review*, 11(4), pp.505-529.
- Slemrod, J. (2022), “Group Equity and Implicit Discrimination in Tax Systems”, *National Tax Journal*, 75(1), pp.201-224.
- Surrey, S. (1973), *Pathways to tax reform: the concept of tax expenditures*. Harvard University Press

- Tada S. and K. Miyoshi (2015), "Verifying Household Incomes in Japanese Statistics", *Public Policy Review*, 11(4), pp.531-545.
- Urban, I. (2014), "Contributions of taxes and benefits on vertical and horizontal effects", *Social Choice and Welfare* 42, pp.619-645.
- Urban, I. (2016), "Impact of taxes and benefits on inequality among groups of units", *Review of Income and Wealth* 62(1), pp.120-144.

補足 A. 収入・税・社会保険料の推計方法

この補論では3節で扱った収入、税、社会保険料それぞれの推計方法について説明する。

A.1 収入の推計

A.1.2 利子配当所得以外の収入の推計

収入データは『全国家計構造調査』の「年収・貯蓄等調査票」に記載された年間収入を使用する。収入の内訳は以下の11項目である。

- ・勤め先からの年間収入
- ・農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ・公的年金・恩給
- ・社会保障給付金
- ・企業年金受取金
- ・個人年金受取金
- ・利子・配当金
- ・その他の年間収入
- ・（親族などからの仕送り金） ※2014年調査まで

「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」の収入の按分を行った。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「社会保障給付金」「企業年金受取金」「個人年金受取金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別（男性・女性）×年齢階層別（15～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳～）の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員（65歳未満）」「同（65歳以上）」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対

象から除外している。

A.1.2 利子配当所得の推計

「年収・貯蓄等調査票」の利子・配当金については過小性が指摘されているため、ここでは「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利（年利）を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子配当所得については世帯ベースで推計する。使用する貯蓄情報の内訳は以下のとおりである。

- ・ゆうちょ銀行等の通貨性貯金（以下、通常貯金）
- ・ゆうちょ銀行等の定期性貯金（以下、定期貯金）
- ・普通銀行等の通貨性預金（以下、普通預金）
- ・普通銀行等の定期性預金（以下、定期預金）
- ・株式・株式投資信託（以下、株式等）
- ・債券・公社債投資信託（以下、債券等）
- ・貸付信託・金銭信託（以下、信託等）
- ・その他、社内預金など（以下、社内預金等）

これらの項目のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内預金等から稼得される所得については「利子所得」に分類する。他方、株式等から稼得される所得については「配当所得」に分類する。本稿でこうした利子所得および配当所得の合計を「利子配当所得」として扱う。

通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページで公表されている金利を利用する。このうち、定期貯金については定額貯金（3年以上）の金利を適用する。次に普通預金、定期預金、株式等、債券等についても『財政金融統計月報』で公表されている金利を利用する。このうち、定期預金については定期預金平均金利（新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満）を適用する。株式等については東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りを適用し、債券等については10年物国債金利を適用する。また、信託等については2004年調査までは『財政金融統計月報』で公表されている5年もの貸付信託予想配当率を適用する。2009年調査以降は三菱UFJ信託銀行における5年もの金銭信託予定配当率を適用する。最後に、社内預金等については定期貯金と同様の金利を適用する。

A.2 社会保険料額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世

帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

A.2.1 公的年金保険料の推計

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者（第2号被保険者）、年収が一定額未満（例えば2019年は130万円未満）で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者（第1号被保険者）とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料（例えば2019年は16,410円／月を年間ベースにしたもの）を負担するものとし、また免除制度（全額、4分の3、半額、4分の1）の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A.2.2 健康保険料の推計

加入制度については、75歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者（ただし、制度導入後の2009年調査以降）、74歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康保険（被用者保険）の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定額未満（例えば2019年は130万円未満）で、同居親族に健康保険（被用者保険）の加入者がいる場合は、その世帯員を健康保険（被用者保険）の被扶養者とした。

保険料については、健康保険（被用者保険）の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

A.2.3 介護保険料の推計

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都道府県の保険料基準額の全国平均（加重平均）を適用した。第2号被保険者（40～64歳）の保険料は国民健康保険加入者と健康保険（被用者保険）加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。（ただし、利用統計の特徴から2009年調査以降でこの方法を適用し

た。2004年調査以前については健康保険料に合算して推計している。)ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険(被用者保険)の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは健康保険(被用者保険)の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

A.2.4 雇用保険料の推計

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額(例えば「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」)よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率(例えば2019年は0.3%)を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

A.3 所得税・住民税額の推計方法

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

給与所得	= 「勤め先からの年間収入」 - 給与所得控除
年金所得	= 「公的年金・恩給」 + 「企業年金・個人年金受取金」 - 公的年金等控除
事業者所得	= 「農林漁業所得」 + 「農林漁業以外の事業所得」 + 「内職などの年間収入」
不動産所得	= 「家賃・地代の年間収入」
合計所得	= 給与所得 + 年金所得 + 事業所得 + 不動産所得

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・老年者控除(2004年まで)・社会保険料控除である。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調査票から得られない情報による控除(障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など)は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得1	= 合計所得 - 基礎控除 - 社会保険料控除 - 老年者控除
仮課税所得2	= 仮課税所得1 - 配偶者控除 - 配偶者特別控除
課税所得	= 仮課税所得2 - 扶養控除

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得 1 とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得 1 が高い方の世帯員に配偶者（特別）控除を適用し、仮課税所得 2 とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得 2 が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用して所得税・住民税額を推計する。ここでは定率減税（1994 年から 2006 年まで）、調整控除（2007 年から、住民税のみ）、復興特別所得税（2013 年から）も考慮している。